

送りつけ商法



アドバイス

・注文していない商品などが勝手に送りつけられ、料金を請求されるといった手口は、ネガティブオプションとも言います。「家族が注文したかもしれない」と思い代引き料金を支払ったが誰も注文していなかった」などトラブルとなる場合があります。そもそも、注文した覚えがない場合、商品を送られただけでは売買契約は成立していませんので、支払う義務はありません。

・自分や家族が注文していない場合は受け取り拒否、または保留(確認後に連絡する)といった対処が出来ます。

・送りつけられた商品を受け取ってしまった場合は、商品は14日間が経過すれば自由に処分できます。

(事業者引取りを依頼した場合は7日間)

・代金を支払ってしまった場合は、事業者の連絡先が請求書などに記入されていれば、連絡し購入の意思がないこと伝え、返金を求めましょう。代引きの場合は宅配業者へ連絡して交渉してみましょう。

・しかし、料金を支払ってしまうと、返金は難しい場合が多いので支払う前に十分に注意しましょう。